

川崎市麻生区公告第29号

地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第231条の3第4項で準用する地方
税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年6月12日

川崎市麻生区長 東 哲也

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）